

情報モラル教育通信

令和6年3月発行

佐賀市教育委員会 学校教育課

春休みを迎える前に ～未然に防ごう！ネットトラブル～

早いもので令和5年度も残りわずかとなりました。各学校やご家庭、地域の皆様におかれましては、日々の学習や学校生活、学校行事など、様々な面でご協力いただいております。本当にありがとうございます。

さて、春は出会いと別れの季節です。子供たちは、進級や進学を控え、級友との残り少なくなった時間を惜しみ、また、新たな出会いに胸を膨らませていることでしょう。進級、進学を機に子供たちが自分専用のパソコンなどの情報機器を所有したり、SNSを利用したりする機会も増えるかもしれません。春休みを前に、インターネットやSNSが人間関係のトラブルや犯罪被害の原因にもなることを今一度学校やご家庭でご指導ください。

一度発信した情報は永遠に残ってしまいます

パソコンやスマホなどで、SNSなどに発信した写真や友達とのやりとりなどの情報は、一度発信したら、インターネットを通じて手の届かない世界の隅々まで広がり、完全に消すことが難しくなります。発信する前に一回手を止めて考えましょう。



文部科学省ホームページ「インターネットにつなぐとき守ってほしい、大切なこと」より

ネット上の画像などは誰でもコピーできるため、投稿・送信した本人が削除しても、完全に消すことは難しくなっています。

(永遠に消えないことから“デジタルタトゥー”とも呼ばれています)

佐賀市・佐賀市 PTA 協議会では、

「原則、スマホを含む携帯電話を子供達に持たせない。」としています。

保護者のスマホ、携帯等を使う場合も、「小学生は 21 時以降、中学生は 22 時以降は原則利用しないこと」としています。

また、タブレット端末やゲーム機、音楽プレーヤーなど、インターネットにつながる機器は他にもたくさんあります。子供たちを加害者にも被害者にもしないために、必ず、家庭での約束事を決めて、利用させるようにしてください。

「保護者がおさえておきたい4つのポイント」

こども家庭庁「保護者がおさえておきたい4つのポイント（生徒編）」では、中高生の子供を持つ保護者向けに、子供がインターネットを上手に・安全に使うスキルを習得するため、おさえておきたい4つのポイント「①法令・規約などに違反する使い方をさせない!」「②プライバシーを守ることは生命の安全に直結する!」「③中高生のネット利用に潜んでいるリスクを正しく知り、一緒に考える!」「④ペアレンタルコントロールからセルフコントロールへ!」及び相談窓口を紹介しています。こども家庭庁のホームページからご覧になれますので、是非ご家庭でご活用ください。



こども家庭庁ホームページ
「普及啓発リーフレット集」

「ひまわり講座」の一部見直しについて

小中学生及び保護者等を対象とした情報モラル出前講座「ひまわり講座」については、一部見直しが行われ、令和6年度以降は、佐賀県青少年育成県民会議により、講師派遣に係る調整・取りまとめが行われません。

情報モラル教育授業、PTA の教育講演会等で利用される場合は、各学校から以下の団体等に直接申し込みを行うことになります。

○NPO 法人 ITサポート佐賀 「情報モラル講演・セミナー」

<https://www.it-saga.jp/%E8%AC%9B%E6%BC%94-%E8%AC%9B%E5%BA%A7/>



○一般財団法人マルチメディア振興センター 「e ネットキャラバン安心講座」

<https://www3.fmcc.or.jp/e-netcaravan/>

○NTTドコモ 「スマホ・ネット安全教室」

https://www.docomo.ne.jp/corporate/csr/social/sustaina_school/educational/



○KDDI 「スマホ・ケータイ安全教室」

<https://www.kddi.com/corporate/sustainability/lesson/application/>